

この案内の対象は、「新入園児」及び「施設等利用給付認定2号、3号認定者」です。該当しない場合は申請書等の提出は不要です。

令和5年度

文京区 新制度移行私立幼稚園等の入園補助金及び施設等利用費（預かり保育料）の給付費のお知らせ

新制度移行私立幼稚園及び認定こども園（以下「幼稚園等」という。）の園児の保護者に対して、「入園補助金」及び「施設等利用給付認定2号、3号認定者に対する施設等利用費（預かり保育料部分）」を交付します。この案内をよくお読みいただき、該当する方は、申請書及び請求書（以下「申請書等」という。）をお通いの幼稚園等にご提出ください。
在籍の実態等については、区から幼稚園等に確認いたします。
2号、3号認定をお持ちの方の在籍幼稚園等での預かり保育の利用実績等については、区から直接幼稚園等に確認いたします。
認可外保育施設等の各月の利用実績については、直接区にご提出ください。

〈目次〉

【入園補助金】

- 1 補助内容について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 補助金の交付時期及び決定通知の送付時期・・・・・・・・・・ 2
- 3 補助金関係Q & A・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 申請書記入例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

【預かり保育料に対する給付金】

- 5 対象者について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 6 給付金額（限度額）について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 7 給付方法、交付時期及び決定通知の送付時期について・・・・・・・・ 5
- 8 給付費関係Q & A・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 9 請求手続きについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 10 請求書記入例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

【共通】

- 11 提出先及び提出期限について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

【入園補助金】

1 補助内容について

⇒同一園児1度のみ30,000円

- (1) 令和5年4月から令和6年3月までに新たに幼稚園等へ入園した園児の保護者で、入園日以前から文京区に住民登録があり、現にそこに居住し、そこから通園している方が対象となります。
- (2) 補助金額は、納入した入園料の範囲内とし30,000円を上限に補助いたします。
- (3) 過去に同一園児について文京区から本補助金を受けた方は、対象外です。

2 補助金の交付時期及び決定通知の送付時期

文京区では償還払いを採用しています。入園料は幼稚園等にお支払いください。その後文京区より、下記のいずれかの日程で申請書に記載いただきました口座に補助金を振り込みます。

支給回	申請書提出〆切	交付額決定通知書	振込時期
第1回(上期)	9月7日(提出分)	11月中旬	11月中旬
第2回(下期)	3月7日(最終締切)	5月中旬	5月中旬



3 補助金関係Q & A

Q1 退園した(引っ越した)のですが、何か手続は必要ですか？
A1 次の事情が発生した場合は、速やかに文京区幼児保育課へ変更届をご提出ください。なお、内容により他の書類をお願いする場合がございます。様式は窓口、区ホームページ(区HPという。)にあります。 ① 幼稚園を退園・転園 ② 文京区内で転居 ③ 文京区外へ転出 等
Q2 振込口座や口座名義人を変えたいのですが、どうすれば良いですか？
A2 口座振替依頼書(区指定様式)を提出してください。様式は窓口、区HPにごございます。
Q3 文京区に住んでいますが、北区の私立幼稚園に入園しました。文京区に補助金は申請できますか？
A3 入園日以前から文京区に住民登録があり、現にそこに居住し、そこから通園していれば、区外の私立幼稚園でも文京区に申請が可能です。文京区のご自宅から園児が毎日通園出来ないと思われる程度(片道約1時間30分程度)、遠方の幼稚園等に在園している場合は、補助対象外となります。
Q4 園児は母親と文京区に住み、父親は千葉市に住んでいます。どちらの自治体に申請すればいいですか？
A4 文京区(園児の住所地)に申請してください。園児と同居の保護者名にて申請していただくことになります。
Q5 在籍園は変わらず、7月15日に文京区から杉並区へ転出します。補助金の申請はどうすればいいですか？
A5 入園補助金は、文京区に申請してください。なお、転出後の施設への運営費は杉並区から交付となります。在園している施設及び杉並区に手続きの方法等をご相談ください。
Q6 入園日時点では他区に住民票がありましたが、実際は文京区に居住していました。補助金の対象となりますか？
A6 入園日以前から文京区に住民登録があることが補助金の要件です。居住していただけでは補助の対象とはなりません。
Q7 申請書を第1回〆切日までに提出できませんでした。補助金は受け取れないのですか？
A7 今年度の最終締切日までに申請書(不備の無い状態)をご提出いただければ、補助金を交付します。
Q7 今年度転園をしました。昨年度もこの補助金を受け取りましたが再度申請すれば、交付されますか？
A7 1園児1度までの交付となりますので、申請いただいても交付対象外となります。

【預かり保育料に対する給付金】

5 給付対象者について

⇒園児及び保護者（請求者）が、以下の全てに当てはまる場合に対象となります。

- (1) 満3歳児クラスから5歳児クラスに在園していること(幼稚園等が独自に実施している、プレ幼稚園は対象外です。)
- (2) 園児及び保護者（請求者）が文京区に住民登録があり、原則として現にそこに居住し、そこから通園していること
- (3) 園児及び保護者（請求者）が同一世帯であり、かつ生計を一つにしていること

※保護者の一方が単身赴任等で、園児と別世帯の場合は、現に園児と一緒に暮らしている方が保護者（請求者）となります。

- (4) 保護者（請求者）が幼稚園等に預かり保育料を支払っていること
- (5) 文京区から、「保育の必要性」がある施設等利用給付2号又は3号認定を受けていること

※2号又は3号認定を受けるには、保護者全員が以下の要件のいずれかに該当している必要があります。

※「保育の必要性」の認定手続きについては、右記 QR コード及び以下 URL から確認ができます。

「<https://www.city.bunkyo.lg.jp/kyoiku/kosodate/mushoka/mushouka/nintei.html>」



「保育の必要性」の事由	
就労(予定含む)〈給与所得者・自営業者〉	月48時間以上の就労をしている
就学	学校教育法に規定された学校等に在学している
求職活動	求職活動を継続的に行っている
疾病	疾病にかかり、もしくは負傷し、又は精神もしくは身体に障害を有している
障害	
妊娠・出産	妊娠中又は出産直後(出産日から起算して 57 日目が経過する月の末日まで)である
看護・介護	同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む)を常時介護又は看護している
育児休業取得時の継続利用	園児のきょうだい(弟・妹)の育児休業を取得しながら、園児が引き続きその施設を利用している
その他法令で定めるもの	DV・虐待・災害復旧等(※詳細はお問合せください。)



6 給付金額（限度額）について

認定区分	給付金額（月額）
2号認定者	〈日額450円×利用日数〉と〈月額11,300円〉を比較していずれか少ない額
3号認定者	〈日額450円×利用日数〉と〈月額16,300円〉を比較していずれか少ない額

【例】1か月のうち、20日間預かり保育を利用し、10,000円を支払った場合の補助月額は、9,000円（日額450円×20日）

7 給付方法、交付時期及び決定通知の送付時期について

文京区では償還払いを採用しています。預かり保育料は幼稚園等に通常通りお支払いください。その後文京区より、下記日程で請求書に記載いただきました口座へ補助金を振り込みます。

支給回	対象期間	請求書提出〆切	交付額決定通知書	振込時期
第1回(上期)	令和5年4月～令和5年9月	9月7日(提出分)	11月中旬	11月中旬
第2回(下期)	令和5年10月～令和6年3月	3月7日(最終締切)	5月中旬	5月中旬

8 給付金関係Q & A

Q1 退園した(引っ越した)のですが、何か手続は必要ですか？

A1 次の事情が発生した場合は、速やかに文京区幼児保育課へ変更届をご提出してください。なお、内容により他の書類をお願いする場合もございます。様式は窓口、区HPにあります。

① 幼稚園を退園・転園 ②文京区内で転居 ③ 文京区外へ転出(申請者のみがする場合も含む。) ④ 婚姻・離婚等により氏名や世帯の状況が変わる 等

Q2 振込口座や口座名義人を変えたいですが、どうすれば良いですか？

A2 口座振替依頼書(区指定様式)を提出してください(支給回毎の変更になります。)。様式は窓口、区HPにあります。

Q3 文京区に住んでいますが、世田谷区の私立幼稚園に入園しました。文京区に請求できますか？

A3 文京区に住民登録があり、原則として現にそこに居住していれば、区外の施設を利用していても請求できます。

Q4 園児は母親と文京区に住み、父親は千葉市に住んでいます。どちらの自治体に請求すればいいですか？

A4 文京区(園児の住所地)に請求してください。園児と同居の保護者名にて請求していただくことになります。

Q5 在籍の認定こども園は変わらず、7月15日に杉並区から文京区へ転入しました。請求はどうすればいいですか？

A5 当該年度居住していた全ての自治体(この場合は杉並区と文京区)で、施設等利用給付認定(以下「認定」という。)を取得し、給付金を請求する必要があります。文京区転入後14日以内に認定の申請手続きを行い、その後、園から渡される給付金の請求書をご提出ください。7月分は原則、各自治体から日割りで支給されます。

Q6 昨年度も請求書を提出しましたが、今年も提出しなければならないのでしょうか。

A6 請求書は毎年度**1枚**提出をお願いしております。

Q7 認定の手続きをし忘れていましたが、対象となりますか。
A7 認定をお持ちでない期間は、補助金の対象外です。至急手続きを行うようにしてください。なお、認定開始日を遡ることは出来ません。
Q8 請求書を第1回の〆切までに提出できませんでした。4月から9月までの給付金は受け取れないのですか？
A8 今年度最終締切日までに請求書等(不備の無いもの)を提出いただければ、第2回支給時に4月から3月までの給付金を一括で交付します。なお、「保育の必要性」の認定が無い期間は、補助金はお支払いできません。
Q9 同一年度内に転園をしました。以前に通園していた園で請求書を提出しましたが、再度提出しなければならないのでしょうか？
A9 1園ごとに提出していただく必要があります。お手数ですが、転園後の施設分もご提出ください。
Q10 幼稚園等から預かり保育利用提供証明書(領収書)を渡されましたが、これは提出する必要がありますか？
A10 幼稚園等において利用した預かり保育については、区から直接園に利用実績を確認します。提出の必要はありません。
Q11 幼稚園等の預かり保育以外に認可外保育施設等も利用しました。この分も給付金の対象になりますか。
A11 幼稚園等が預かり保育を実施していない場合や、預かり保育が十分な水準でない場合、認可外保育施設等の利用料も対象となります。
Q12 認可外保育施設等の対象施設はどのように確認できますか？
A12 各施設に直接お問い合わせください。なお、自治体によっては HP 等で掲載されている場合があります。文京区では、「9 請求手続き」の説明内にあります QR コード又は URL から確認ができます。
Q13 認可外保育施設等まで対象となる幼稚園等に通園しており、幼稚園等の預かり保育以外に認可外保育施設等を使用しました。どのように手続きすれば良いですか？
A13 認可外保育施設ごとに、支払証明書(区様式有)を幼児保育課へご提出ください。利用した月分全てが必要です。申請書提出に間に合わなかった分は、提出期限までにご提出ください。区 HP に様式があります。

9 請求手続きについて(2号又は3号認定を持っている方)

今回幼稚園等にご提出いただく申請書に加え、以下の書類が必要となる場合があります。

お通りの幼稚園等及び利用形態によって必要書類が異なりますので、ご注意ください。

【必要書類】

(1) 幼稚園等の預かり保育のみが無償化となる園に通園 ⇒ **追加の必要書類はありません。**

(2) 幼稚園等の預かり保育及び認可外保育施設等までが無償化となる園に通園

① 幼稚園等の預かり保育のみ利用している場合 ⇒ **追加の必要書類はありません。**

② 幼稚園等の預かり保育及び認可外保育施設等を利用している場合

⇒認可外保育施設等の利用実績について、**支払証明書(区様式有)**を該当月分、区に提出する必要があります。

(支払証明書(区様式)は、右記 QR コード及び以下 URL からダウンロードができます。)

「<https://www.city.bunkyo.lg.jp/kyoiku/kosodate/mushoka/mushouka/shiritsuyoushien-ikou.html>」

※幼稚園ごとの無償化対象範囲(認可外保育施設まで対象となるか等)については、

右記 QR コード及び以下 URL から確認ができます。

「<https://www.city.bunkyo.lg.jp/kyoiku/kosodate/mushoka/kakuninshisetsu.html>」



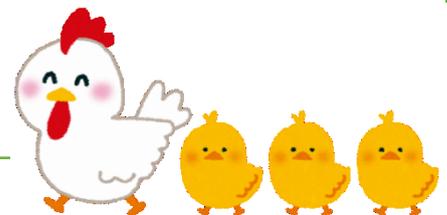
【共通】



1 1 提出先及び提出期限について

提出書類	交付回数	提出期限	提出先
入園補助金 申請書	第1回(上期)	<u>令和5年9月7日</u>	お通りの幼稚園等 (文京区幼児保育課に直接ではございません。)
	第2回(下期)	<u>令和6年3月7日</u> (令和5年度の最終提出期限)	
預かり保育 請求書	第1回(上期)	<u>令和5年9月7日</u>	お通りの幼稚園等 (文京区幼児保育課に直接ではございません。)
	第2回(下期)	<u>令和6年3月7日</u> (令和5年度の最終提出期限)	
支払証明書	第1回(上期)	<u>令和5年10月12日</u>	文京区幼児保育課
	第2回(下期)	<u>令和6年4月10日</u> (令和5年度の最終提出期限)	
注意事項	<p>(1) <u>最終提出期限を過ぎますと令和5年度の補助金は、原則交付できませんのでご注意ください!</u></p> <p>(2) 園取りまとめ後の申請書等の提出先については、各園の方針により文京区幼児保育課へ直接提出となる場合があります。※申請書等の配布は、各園です。</p>		

M E M O



文京区子ども家庭部幼児保育課施設給付・私立幼稚園担当

〒112-8555 文京区春日 1-16-21 文京シビックセンター12階 TEL:03-5803-1823 (直通)

★このパンフレットは、令和6年5月末まで大切に保管して、ご活用ください★